

イギリスの地方自治体で働くソーシャルワーカーの裁量の変化と課題 (第1報)

○田中 涼 (美作大学生生活科学部)

I 目的

日本では、社会福祉士・精神保健福祉士が国家資格化されて以降、地方自治体でこれらの資格保有者をソーシャルワーカーとして採用・配置する動きが広がっている。官僚制と専門性が交差する地方自治体でのソーシャルワークに関する国内の研究は十分とは言えない。そこで本研究は、日本よりも地方自治体ソーシャルワークに関する歴史が長いイギリスに焦点を当て、地方自治体で働くソーシャルワーカー（以下「ソーシャルワーカー」と言う）の裁量の変化とそれにより生じている課題について明らかにする。

II 方法

本研究は文献研究である。ソーシャルワーカーの裁量について検討している先行研究をもとに研究を進めた。

III 倫理上の配慮

美作大学・美作大学短期大学部教育研究倫理基準を遵守し、自説、他説の区分、出典を明確にし、適正に研究を進めた。

IV 結果・考察

イギリスでは、1970年の地方自治体社会サービス法施行以降、政府は新たな社会問題を認識するたびにその解決をソーシャルワーカーに依存し、ソーシャルワーカーの裁量は拡大した。その後、1990年の国民保健サービス及びコミュニティ・ケア法でケアマネジメントが導入され、ソーシャルワーカーにはケアマネジャーとして監視と門番の役割が課せられた (Dustin2007)。ソーシャルワーカーはマネジメント技能の習得に追われ、管理統制化された活動を強いられ、これまで獲得してきた専門的な技量をソーシャルワーク実践に活かす機会を喪失した。この結果、ソーシャルワーカーの裁量は縮小した。

管理者にソーシャルワーク経験があれば、ソーシャルワーカーと専門性を同一視し、ソーシャルワーカーの専門的技量が重要視されることもある (Evans2011)。日本の地方自治体においてもソーシャルワーク経験を有する管理職を配置し、ソーシャルワーカーが裁量を持って専門的技量を活かせる環境を検討する必要がある。

V 参考文献

Tonny Evans (2011) Professionals, Managers and Discretion: Critiquing Street-Level Bureaucracy. The British Journal of Social Work.

Donna Dustin (2007) The McDonalidization of Social Work, Ashgate. (=2023, 小坂哲史・坪洋一・堀田裕子監訳『マクドナルド化するソーシャルワーク—英国ケアマネジメントの実践と社会理論』明石書店)